

住所と所在地の相違に係る申立書

年 月 日

新潟市長 殿

(所有者)

住所

氏名

別紙住宅用家屋証明申請書において、下記の理由により申請者の住所が申請家屋の所在地と異なりますが、実際には同一の場所であり、現在の住所を変えることの不便及び経済的な側面、並びに今般の建物の登記手続き進行上の時間的制約により現在の住所を使用しますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。（住居表示の実施に伴う相違は除きます。）

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

記

- ☐ 土地の分合筆により地番が変更されたため。
- ☐ 区画整理や換地処分に伴い地番が変更されたため。
- ☐ 同一敷地（複数筆）内に建て替えたため。
- ☐ 同一敷地（複数筆）内に別棟を建てたため。
- ☐ その他

・家屋の表示

所在地 新潟市

家屋番号

・従前の家屋の処分方法

- ☐ 持家を売却 ☐ 持家を賃貸 ☐ 取り壊す ☐ 賃貸借契約を解除
☐ 親族等の家屋を退去 ☐ その他（ ）